

秋田公立美術大学学生の懲戒に関する規程

平成25年 4 月 1 日

規 程 第 1 0 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第53条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第41条に規定する秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 教職員および学生に対する暴力行為
- (2) 本学の教育および研究に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の施設に対する重大な破壊行為
- (4) 本学の信用を著しく失墜させる行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書等により注意を与える。
- (2) 停学 有期（6か月未満）又は無期とし、この間の登学を禁止する。
- (3) 退学 本学の学生の身分を失わせる。この場合において、再入学は認めない。

(懲戒の処分量定の標準例)

第4条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(懲戒委員会の設置)

第5条 学長は、第2条に掲げる行為があったと認められる学生（以下「当該学生」という。）について、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、事実関係の調査および懲戒処分の要否について第

8 条に規定する審議を行うよう付議することができる。

(懲戒委員会の組織等)

第6条 懲戒委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 当該学生所属の学部長又は研究科長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 学生課長
- (5) 学長が指名する者 1人

2 懲戒委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

(自宅待機)

第7条 学長は、懲戒委員会が必要と判断した場合、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

2 自宅待機の期間は、停学の場合、停学の期間に算入する。

(懲戒の審議)

第8条 第5条の規定による学長から付議があった懲戒委員会は、付議に基づき、直ちに委員会を開催してその行為の事実関係について調査し、懲戒処分の要否、種類および程度について審議を行うものとする。

2 懲戒委員会は、前項の審議の結果を当該学生所属の教授会に報告するとともに、懲戒処分の要否等について提案を行う。

(学生の弁明の機会)

第9条 懲戒委員会は前条第1項に規定する調査を行うにあたっては、当該学生にこの旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(審議の非公開)

第10条 学生の懲戒に関する当該教授会および懲戒委員会の審議は、すべて非公開とする。

(学長による懲戒処分)

第11条 懲戒処分は、第8条第2項に規定する懲戒委員会の報告が当該教

授会において確認された後、学長が決定する。

（懲戒処分のお知らせ）

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、懲戒理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生に交付することにより行う。

3 前項の通知をした場合は、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

（懲戒処分の公示）

第13条 学長は、懲戒処分を行った場合は、原則として別に定める様式により学内に公示する。

2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含めて2週間とする。

（無期停学処分の解除）

第14条 学部長又は研究科長は、無期停学処分を受けた学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、その反省の程度および学習意欲等、停学解除の妥当性について、当該教授会において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、懲戒委員会の議を経て、無期停学処分の解除を決定する。

3 無期停学処分の解除の通知は、懲戒解除通知書により行う。

（再審査）

第15条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合はその証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求により再審査の必要があると認める場合には、第5条から第11条の規定を準用する。

（事務）

第16条 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか学生の懲戒に関し必要な事項は、学

長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規程第22号）

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和8年6月25日規程第10号）

この規程は、令和8年6月25日から施行する。

別表（第4条関係）

懲戒の処分量定の標準例

種類	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為、痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他迷惑行為を含む）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免	退学

	許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為の悪質な交通法規違反	退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
飲酒	未成年の飲酒又は飲酒を強要することにより重大な事態を生じさせた場合	退学、停学又は訓告
研究活動の不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為等	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	退学、停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	本学教職員等に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告